

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年6月16日まで縦覧に供する。

平成26年4月25日

香川県知事 浜田 恵造

1 申請のあった年月日

平成26年4月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人明日に架ける橋

多田羅 譲治

綾歌郡綾川町陶5779番地1

3 定款に記載された目的

この法人は、自らが居住する地域の中で役割を果たし、互いに支えあう中で、地域に根ざした安心できる暮らしを築き上げようとする個人・法人・団体に対して、相互に活用できるネットワークを構築し、協同してより良き地域社会を創り出す事業を行う。